

統一地方選挙の投票日は

知事・道議選挙

4月8日(日)

町議会議員選挙

4月22日(日)

今年4年に1度の統一地方選挙の年です。

選挙の中でも特に身近な北海道の知事や議員、そして幌延町の議員を決めるこの選挙は、私たち主権者の意志を道政や町政に反映させる、大事な選挙です。

私たち一人ひとりが、強い自覚をもって清潔で公正な、明るい選挙を実現しましょう。

投票のできる人

選挙人名簿に登録されている方で、次の要件が必要です。

知事・道議会議員選挙

昭和62年4月9日までに生まれた方で、平成18年12月29日までに転入の届け(住民票作成)をされ、実際に居住している方。

町議会議員選挙

昭和62年4月23日までに生まれた方で、平成19年1月16日までに転入の届け(住民票作成)をされ、実際に居住している方。

こんな投票は無効です

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

投票用紙以外の用紙、例えば入場券や普通の紙、名刺などに候補者の氏名を書いて投票したもの。

2人以上の候補者の氏名を書いたもの。

候補者の氏名のほかに、他事を記載したもの。

候補者の氏名を自書しないもの。例えば、ゴム印を使用したものなど。

期日前及び不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票

投票日前でも投票日と同じように投票を行うことができます。(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)制度です。

場所

幌延町選挙管理委員会(役場内)

時間

午前8時30分～午後8時

期間

知事 3月23日(金)～4月7日(土)
道議 3月31日(土)～4月7日(土)
町議 4月18日(水)～4月21日(土)
期間中は土、日を問わず期日前投票を行うことができます。

不在者投票

幌延町以外の市町村や病院などにおいて投票する制度です。場所/幌延町以外の市町村選挙管理委員会または病院など

郵送で投票用紙を請求される方は、速やかな手続きをしないと投票日間に合わないことがありますのでご注意ください。

また他にも特別な事情により自分で投票することができない方のために「代理投票」「在宅投票」「点字投票」といった、いろいろな投票制度があります。

詳細につきましては、

選挙管理委員会へお問い合わせください。



投票区	投票所	投票時間
第1投票区	上問寒生活改善センター	午前8時～午後4時
第2投票区	中間寒生活改善センター	午前8時～午後4時
第3投票区	問寒別公民館	午前7時～午後5時
第4投票区	開進集会所	午前8時～午後4時
第5投票区	上幌延生活改善センター	午前8時～午後4時
第6投票区	幌延町総合体育館	午前7時～午後7時
第7投票区	下沼寿の家	午前8時～午後4時

お問い合わせ先 幌延町選挙管理委員会 ☎ 5-1111 (役場総務課)